とうほくふるさと情報 H26年11月版②

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～

どーなってるの？損害賠償！

損害賠償の請求する方法は、①東電への直接請求、②ＡＤＲ手続きによる和解、③訴訟手続きがあります。今回は、②のＡＤＲ手続きと、ＡＤＲ手続きを行っている「原子力損害賠償紛争解決センター」（ＡＤＲセンター）について、ＡＤＲセンターが公表している情報を元にご紹介します。

【ＡＤＲセンターとは】

ＡＤＲセンターは、福島原発事故の被害者による東電への損害賠償を、円滑、迅速、かつ公平に解決するために作られた国の機関です。

「ＡＤＲ」とは、裁判以外で紛争を解決する手続きのことで、ＡＤＲセンターでは、「和解の仲介」という方法をとっています。具体的には、センターの仲介委員が、申立人（福島原発事故の被害者）と東電の間に入り、申立人と東電の合意（和解）による紛争解決を目指しています。

【ＡＤＲセンターの手続きの流れ】

(1) 東電へ直接請求したが賠償してもらえない、直接請求の内容が納得できないという被害者の方が、ＡＤＲセンターへ申立てをします。

(2) 仲介委員が、申立人と東電から事情を聞き取り、「和解案」を出します。

(3) 申立人と東電が、この「和解案」に合意すれば、和解成立となります。
合意しなければ、和解不成立となります。（再度の申立ても可能です。）

【直接請求との違い】

ＡＤＲ手続きによる和解のメリットとして、中立・公正な立場の仲介委員（弁護士）が、申立人（被害者）と東電の間に入って、解決の後押しをしてくれます。また、仲介委員が、当事者から個別事情を聞き取り、個別事情に応じた和解案を提示しています。

デメリットとして、４～５か月での解決を目指していますが、やはり時間がかかります。また、申立人で申立書や証拠書類を揃えなければいけません。

なお、ＡＤＲセンターでは、東電が問題ある対応をした場合には、東電に改善を求めることもしています。例えば、東電の和解案拒否姿勢の問題点を指摘し、強く再考を求める文書を公表しています。また、東電の態度により解決が遅くなったケースを公表し、このような場合には賠償金に遅延損害金を加える基準を出し、和解例も出ています。

また、東電への直接請求中でも、直接請求で合意した分についても、ＡＤＲセンターへ申立てをすることができます。

【訴訟手続きとの違い】

ＡＤＲ手続きによる和解のメリットとして、申立てに費用がかからず、訴訟手続より手続きが簡単で、申立人の証明の負担も比較的軽く、短期間での解決が見込まれます。

デメリットとしては、あくまでも和解での解決ですので、申立人と東電のどちらも和解案に合意しなければ解決に至ることができません。

「原子力損害賠償紛争解決センター」電話 0120-377-155（平日 10:00～17:00）

岩手

女性の感覚で三陸発信

県沿岸広域振興局は、若手女性職員による事業企画立案チーム「三陸ブランド創造隊」（通称・さんぶら隊）を結成した。7人でスタートし、女性の感性を生かしたアイデアで、多様な三陸ブランドの確立を目指す。

取り組むのは▽三陸鉄道南リアス線でのスイーツ列車運行▽和食料理人による駅弁の開発・販売▽沿岸部の復興や応援職員の活動を発信するバスツアー企画、の3事業。

（2014/11/8 岩手日報より抜粋）

宮城

被災地で職人や資材マッチング支援

宮城県内の設計事務所や工務店などでつくる県地域型復興住宅推進協議会は 12 月 1 日、職人や資材を融通し合う「マッチングサポート制度」を始める。人手不足などで復興が妨げられないよう業者間連携を進める。

資金面に不安がある被災者の業者選びも手伝う。要望に基づき、対応可能な登録工務店のリストを提供し、条件に合う工務店を選んでもらう。

利用は無料。業者・被災者からの相談を受ける専用電話は 022－797－8126（12/1～）

（2014/11/18 河北新報より抜粋）

福島

新地で給食に“地元食材” 震災後初、4小中学校で提供

新地町の全小中学校4校で 17 日、「新地町を味わおう給食週間」が始まり、東日本大震災後初めて、同町産食材を本格的に使った給食メニューが提供されている。20 日まで実施し、今後の給食の参考にする。

使用する食材は、生産、流通段階のほか、提供直前にも2回の放射性物質検査を実施、4段階で検出限界値未満が確認されたものに限定している。初日は、新地町産の里芋と大根を使ったおでん、ホウレンソウとキャベツを使用した菊花あえなどが並んだ。

（2014/11/18 福島民友より抜粋）

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17 時～20 時）

ご予約電話番号：０３－３３５３－９２０５

予約受付時間：平日午前９時～１２時、午後１時～５時

場所：東京都新宿区本塩町 9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅　徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：０４２－５４８－３９３３

予約受付時間：平日午前１０時～午後４時

場所：東京都立川市曙町 2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：０３－３３５３－２７００

相談時間：平日 午前１０時～午後３時４５分　※通話料はご相談者様の自己負担となります。